いなぎ苑　一般対応型通所介護　重要事項説明書

＜　令和８年　月　日　現在　＞

1.いなぎ苑が提供するサービスについての相談苦情窓口

電 話　　042－379-5500（いなぎ苑代表電話）

（　月曜日～土曜日　午前 9 時～午後 5 時まで　）

担当　　生 活 相 談 員

※ご不明な点は、おたずねください。

2.サービスを提供する所在地

事業所名	いなぎ苑
所在地	東京都稲城市百村 255 番地
管理者	高天　直樹
介護保険指定番号	通所介護東京都（1375100060 号）
サービスを提供する地域	主として稲城市

（2）事業所の職員体制

管理者、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等を介護保険法の基準に基づき配置し、利用者様の心身の状態に応じたサービスを提供します。

職種	職員人数	主な業務

管理者	1 名	事業所運営
生活相談員	1 名以上	契約・相談
介護職員	7 名以上	介護サービス
看護職員	1 名以上	健康管理
機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練

（3）利用定員　45 名

（一般対応型通所介護 30 名、第 1 号通所事業 15 名）

※ 一般対応型通所介護及び第 1 号通所事業は、同一の事業所において一体的に運営しています。指定上の定員は一般対応型通所介護 30 名、第 1 号通所事業 15 名ですが、両サービスを合わせた利用定員は 45 名です。利用状況に応じて各サービスの利用人数は変動しますが、合計利用者数は 45 名を超えません。

（3）営業時間

月～土	8 時 30 分～17 時 30 分
定休日	日曜日　年末年始 12/31～1/3

※連絡先電話　　042-379-5500（いなぎ苑代表電話）

3.サービス内容

（1）① 送迎：安全を最優先に、ご自宅と事業所間を送迎します。

② 健康管理：看護職員による健康観察を行います。

③ 食事：栄養バランスに配慮し、身体状況に応じた（粥、きざみ食等）食事を提供します。

④ 入浴：身体状況に応じた介助浴・個浴等を提供します。

⑤ 機能訓練：日常生活機能の維持・向上を目的とした訓練を実施します。

⑥ レクリエーション：季節行事や趣味活動を通じて社会参加を支援します。

⑦ 生活相談：介護や生活に関する相談をお受けします。

（2）サービス提供時間：9：00～17：00

サービス提供時間：利用者様の契約内容に基づき提供します。

10：00～16：05	10：00～15：05
11：00～16：05	11：00～15：05
その他（　　：　　～　　：　　）	

4.利用料金

介護保険サービスの利用料金は、介護保険負担割合証に基づく自己負担額となります。食費その他の実費については別紙『利用料金表』をご確認ください。料金改定がある場合は、事前に書面でご案内します。

5.キャンセル料

ご利用を中止する場合は、できるだけ前日までにご連絡ください。当日の連

絡となった場合は、食材等の準備状況に応じて食費相当額をご負担頂きます。下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日までにお休みのご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日当日にお休みのご連絡を頂いた場合	890 円 （食費）
敬老会、新年会の当日にお休みのご連絡を頂いた場合	1290 円 （食費）

6.支払方法

毎月 4 日前後に前月分の請求を致します。

お支払方法は「口座自動振替」、または「郵便振り込み」にてお支払いいただきます。

7.サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

居宅サービス計画に基づき契約を締結した後、利用者様の心身の状況やご希望を踏まえ、通所介護計画を作成しサービスを開始します。

（2）サービスの終了

利用者様からの解約、要介護認定区分の変更、施設入所、ご逝去等により契約が終了する場合があります。また、契約書に定める契約解除事由に該当する場合には、事業所は契約を終了することがあります。終了にあたっては、法令及び契約書に基づき適切に対応します。

8.当施設のデイサービスのサービス提供体制

項目	有無	備考
異性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	否	
従業員への研修の実施	有	年 3 回当施設で実施
第三者評価の実施状況	無	

（2） サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡　　・体調確認　・時間変更

・食事のキャンセル　・設備、器具の利用

・体調不良等によるサービスの中止、変更

9.緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、緊急連絡先、居宅支援事業者へ連絡をいたします。

主治医 かかりつけ医	病院名	
	主治医氏名	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先①	氏名	続柄（　　）
住所		

電話		携帯電話	
緊急連絡先②	氏名	続柄（　　）	
住所			
電話		携帯電話	

10.非常災害対策

・防災時の対応　　緊急体制に基づく

・防災設備　　稲城市消防署検査済

・防災訓練　　年 2 回以上実施

11. 利用者様・身元保証人へのお願い

利用者様及び身元保証人には、他の利用者様の安全と安心を守るため、職員の指示へのご協力、施設設備の適切な利用、他の利用者様への迷惑行為の防止等にご協力をお願いします。また、心身の状態に変化があった場合は速やかにお知らせください。

12. カスタマーハラスメントへの対応

暴言、暴力、脅迫、威圧的な言動、執拗な要求、長時間の拘束、セクシュアルハラスメント、SNS 等での誹謗中傷その他職員の就業環境を害する行為があった場合は、事実確認のうえ是正をお願いし、改善が認められない場合は契約書に基づきサービス提供の中止又は契約を終了する場合があります。

13. 撮影・録音・SNS への掲載

事業所内での写真撮影、動画撮影、録音及び SNS・インター　ネッ

ト等への掲載は、他の利用者様及び職員のプライバシー保護のため、事業所の許可を得て行ってください。無断での撮影・録音・公開はお断りします。

14. 個人情報の取扱い

利用者様及び身元保証人の個人情報は、個人情報保護法その他関係法令に基づき適正に管理します。サービス提供に必要な範囲でのみ使用し、本人の同意又は法令に基づく場合を除き第三者へ提供しません。

15. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に体調の急変や事故が発生した場合は、必要な応急処置を行い、安全を確保したうえで主治医、救急隊、ご家族（身元保証人）、担当介護支援専門員等へ連絡します。事故については原因を検証し、再発防止に努めます。

16. 虐待防止・身体拘束等適正化

虐待防止委員会の設置、職員研修の実施及び相談体制を整備しています。身体拘束等は原則として行いません。やむを得ず実施する場合は法令に基づき適切に記録し、ご本人及びご家族へ説明します。

17. 感染症対策・業務継続計画（BCP）

感染症や自然災害等の発生時においてもサービスを継続できるよう業務継続計画を策定し、定期的な訓練・研修を実施しています。感染拡大防止のため、必要に応じてサービス内容の変更又は休止をお願いする場合があります。

18. 苦情・相談及び第三者機関

苦情は生活相談員が受付し、誠実かつ迅速に事実確認を行い、適切に対応するとともに再発防止に努めます。また、当法人以外にも市町村及び東京都国民健康保険団体連合会等の相談窓口をご利用いただくことができます。

① 当苑利用者様相談・苦情担当

担当　生活相談員及び、地域包括支援センター

ご利用時間　毎日　午前 9 時～午後 5 時

電話番号　042-379-5500

② 稲城市役所　高齢福祉課　介護保険係

ご利用時間　平日　午前 9 時～午後 5 時

電話番号　042-378-2111

③ 東京都国民保険連合会（国保連）相談指導課

所在地　千代田区飯田橋 3 丁目 5 番地 1　東京区政会館 11 階

ご利用時間　平日　午前 9 時～午後 5 時

電話番号　03-6238-0177

19. 説明・同意

本重要事項説明書に基づき説明を行い、利用者様及び身元保証人に内容をご理解いただいたうえで署名・押印をいただきます。

20.当法人の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　永明会

代表者役職・氏名　　理 事 長　　永田　穂積

所在地　　東京都稲城市百村 255 番地

電話番号　　042-379-5500

定款の目的に定めた事業　　1, 第一種社会福祉事業

2, 第二種社会福祉事業

通所介護支援の提供開始にあたり、利用者様または保証人に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

事業所

所在地　　東京都稲城市百村 255 番地

事業所名　　いなぎ苑

説明者　　所属　　いなぎ苑　生活相談員

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

令和　　年　　月　　日

　通所介護サービスの提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な説明を受けました。

利用者様

＜　住　所　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜　氏　名　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元保証人

＜　住　所　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜　氏　名　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続柄（　　）